

(通称)保育士等処遇改善法案【追加条文】

(保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案)

追加した条文 (第二章第二節「保育等従業者の処遇の改善等に関するその他の施策」)	具体的に想定される施策
<p>(特定教育・保育施設等に係る事業費に占める人件費の割合その他の情報の取りまとめ及び公表)</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、保育等従業者になろうとする者が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の選択を適切に行うことができるよう、特定教育・保育施設等の運営の状況に関する情報のうち、各年度における事業費の総額に占める保育等従業者に係る人件費の総額の割合その他の保育等従業者の処遇に関する情報の取りまとめ及びその結果の公表その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・保育事業者等からの報告内容に人件費比率や定着率等の情報の追加・報告内容の取りまとめ・その結果の公表
<p>(保育等従業者等の子どもの養育の状況等に応じた就業の継続等)</p> <p>第7条 国及び地方公共団体は、保育等従業者及び保育等従業者になろうとする者がその子どもの養育の状況その他の事情に応じて保育等従業者として就業することができるよう、保育等従業者の就業の継続を図るための制度の充実、保育士資格を有する者であって保育に関する業務に従事した後に離職したものの再就職の促進のために必要な体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・短時間正社員制度の利用促進・保育等従業者の子どもへの預かり支援の推進・潜在保育士に対する職業紹介や情報提供等
<p>(保育等従業者の業務に係る負担の軽減)</p> <p>第8条 国及び地方公共団体は、保育等従業者の業務に係る負担の軽減を図るため、行政機関に対する申請に係る書類の作成その他の保育等従業者の業務に関する事務に関し、情報通信技術の活用等による簡素化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・行政機関に対する申請手続等の標準化等・情報通信技術の活用促進（ICT化の促進）
<p>(保育等従業者の資質の向上等)</p> <p>第9条 国及び地方公共団体は、保育等従業者の資質の向上及び特定の保育の分野に係る専門的な能力を有する保育等従業者の育成を図るため、保育等従業者に対する研修の機会の確保、保育等従業者がその業務を行うために必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・体系的かつ計画的な研修機会の確保・専門分野（病児・病後児保育、障害児保育等）に関する研修の実施等・現場での教育訓練（OJT）
<p>(保育等従業者としての経験等についての適正な評価のための仕組みの構築等)</p> <p>第10条 国及び地方公共団体は、保育等従業者が保育等従業者としての経験、知識、技能等（以下この条において「保育等従業者としての経験等」という。）にふさわしい評価を受けることができるよう、保育等従業者としての経験等についての適正な評価方法の確立、保育事業者等その他の関係者間における保育等従業者としての経験等の評価に資する情報の共有を図るための仕組みの構築その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・キャリアカード制度（保育等従業者の経験・知識・技能等に関する情報を共有する制度）の導入・適正な評価方法の研究、情報提供、助言等
<p>(国民の関心と理解の増進)</p> <p>第11条 国及び地方公共団体は、小学校就学前の子どもへの教育及び保育の重要性に対する国民の関心と理解を深め、保育等従業者の業務に対する社会的評価の向上を図るため、広報活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・国民が保育等従業者の業務の重要性を共有する機会となるような広報活動、啓発活動・保育園見学や職場体験等による保育等従業者の志望者の確保